

日外協 国別・テーマ別講演会 抄録(2016年2月4日開催)

インドネシア労働法 アップデート

ビザ・賃金・社会保障



JAC Business Center
(Indonesia)
アドバイザー

上田ぬ美子氏

インドネシア人の大半はマレー系民族のジャワ・スンダ人だが、種族数は300以上あると言われている。言語についても公用語はインドネシア語だが、種族ごとに固有の言葉を使っている多民族国家である。それぞれの民族意識も非常に強く、こうした背景を無視して人事政策を進めると民族間の対立が起こる場合もあるので注意が必要だ。

歴史的には350年間オランダの植民地の下にあり、その後、第2次世界大戦が終わるまで日本が3年半統治し1945年に独立した。独立後はスカルノ大統領が登場。65年にスハルトが政権を奪取し98年まで30年以上長期政権を築いた。98年のアジア通貨危機でスハルト政権が崩壊、6年ほど不安定な時代が続いた。2004年から14年までのユドヨノ政権時代は、政治的にも経済的にも安定。14年秋に初めて軍人でも政治的エリートでもない庶民派のジョコ大統領が誕生した。

98年以降いろいろな労働法の改正が行われた。98年の経済や政治の混乱期に労働運動が盛んになり民主化が進展、それを受け、「労働組合法」が2000年にできた。スカルノの娘のメガワティ政権時代03年発効の「労働法」は、世界でも有数の労働者に驚く経営者に厳しい法律だと言われている。政権末期の04年には「労使紛争解決法」を制定、10年後に発効する社会保障制度も制定され、ジョコ政権誕生と同時にこの社会保障制度が実施となった。この1年強で社会保障制度の各

種実行規定が制定され、外国人雇用に関する規定も二転三転して大混乱した。賃金規定も81年に制定されてから30年近く変わらなかったが、改定・整備された。

就労には雇用主の保証が必要

ビザ取得のために、まず「外国人労働者雇用計画書(RPTKA)」を労働省に提出する。インドネシアでは会社に特定の外国人を雇用する許可が与えられる。個人が勝手に働くことはできず、スポンサーと呼ばれる雇用主、会社が保証人となって初めて働くことができる。これがアメリカなどとの大きな違い。事前に一括払いで1カ月あたり100ドル払うと、「外国人雇用許可(IMTA)」が発行される。IMTAには労働者の氏名とその役職、および雇用期間が記載される。この許可を受けて入国査証である「VTTテレックスビザ312」が発行される。当該外国人はインドネシアの在外公館(東京の大使館や大阪の領事館)でビザスタンプを押してもらおう。その上でインドネシアに入国し、その後一時的な滞在許可(KITAS)の手続きに移る。と同時に、インドネシア国外に出国する数次再入国許可(MERP)も取得することになる。つまり、KITASとMERPはセットで取得することになる。これら取得後も、労働局や区役所、警察署への届出が必要になる。

会社が最初に外国人雇用許可をもらうのに1カ月程度かかる。また状況により申請後審査のためのスカイプによる面談を受けなければいけない。その後のIMTAおよびテレックスビザの発給の時間を考えると、申請から最終的にビザが出るまでには2カ月ぐらい見ておく必要がある。

雇用に関する見えない規制

15年6月の労働法規定で外国人1人に対しインドネシア人10人の雇用義務があると明記されたが4カ月後に削除され、現在は雇用義務に関する規定は何もない。ただ、外国人数とインドネシ